

# コラム4



## 救急医療における ソーシャルワーカー

佐々木由里香

地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院 患者支援センター／精神保健福祉士・救急認定ソーシャルワーカー

### 1. ソーシャルワーカーとは

ソーシャルワーカーとは、病院内の相談部門に配置され、社会福祉の立場から患者さんを生活者として捉え、その社会背景を含めてアセスメントし、患者さんや家族の心理・社会的な課題の解決・調整を援助し、社会復帰の促進をめざす国家資格の専門職（主に社会福祉士または精神保健福祉士）です。

### 2. ソーシャルワーカーが果たす役割

とくに救急医療では、さまざまな社会背景を抱えた患者さんが搬送され、疾病とともに生活上の課題が明らかになり、それらが回復や退院の障害となっている場合があります。

たとえば経済的問題や住所不定、キーパーソンの不在や孤立、虐待や自殺など、種類や程度もさまざま、病院だけではとても解決しきれません。そこで治療と並行して地域の関係機関とともに患者さんの社会背景に介入し調整することで、退院時にはそれらの課題が解決したり解決の道筋をつけておくことがとても重要です。院内ソーシャルワーカーはその解決へのコーディネーターとして、院内外の精神科や各機関と連携し、各種制度や社会資源の活用をしながら、転院先や在宅生活等の調整を図ります。危機的場面において患者さんや家族の混乱や不安を受け止めて、意向をふまえながら社会的課題に的確に介入・解決を援助することは、患者さんの適切な治療環境を整え、短期間に迫られる意思決定をサポートし、最終的に患者さんの権利（人権）を保障することにつながるのです。

### 3. 精神症状を有する傷病者対応での留意点

皆さんに精神科領域特有の対応として知っておいていただきたいことがあります。それは精神科入院においては患者さんの権利擁護の観点から、入院形態や入院に同意できる「家族等」の範囲などに関して定められた仕組みがあるということです。精神科入院には、原則として患者さんや家族の治療に対する意向を確認し、閉鎖的治療環境の理解と同意が必要です。一方、患者さんや家族から同意が得られないものの直ちに精神科入院を要する場合は、法律（主に精神保健福祉法）に基づいて対応する必要があります。適切な入院形態（措置入院、医療保護入院、応急入院）を選択し、状況に

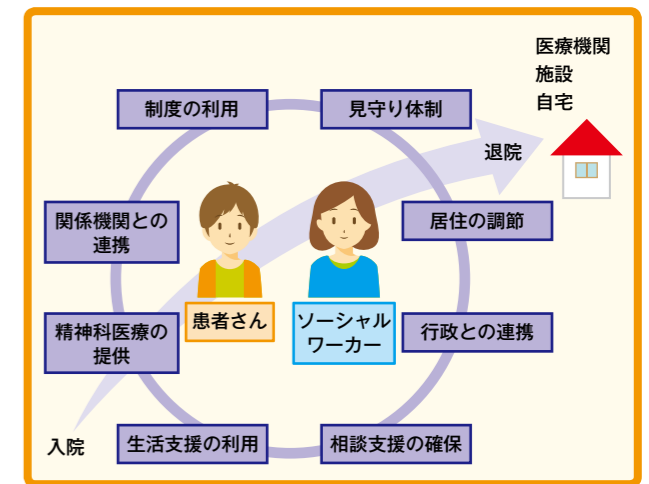
表 精神保健福祉法に基づく入院形態

	対象	要件等
任意入院（法第20条）	入院を必要とする精神障害者で、入院について、本人の同意がある者	精神保健指定医の診察は不要
措置入院（法第29条） 緊急措置入院（法第29条の2）	入院させなければ自傷他害のおそれがある精神障害者	法第23条（警察官通報）等による精神保健指定医2名の診察の結果が一致した場合に都道府県知事が措置
医療保護入院（法第33条）	入院を必要とする精神障害者で、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にない者	精神保健指定医（又は特定医師）の診察及び家族等のうちいずれかの者の同意が必要（特定医師による診察の場合は12時間まで）
応急入院（法第33条の7）	入院を必要とする精神障害者で、任意入院を行う状態にないが、急速を要し、家族等の同意が得られない者	精神保健指定医（又は特定医師）の診察が必要、入院期間は72時間以内に制限される（特定医師による診察の場合は12時間まで）。

よっては行政や警察（いわゆる23条通報）と連携して対応します。このように専門の知識とネットワークを駆使した対応が必要になることから、精神科領域では主にソーシャルワーカー（精神保健福祉士）がその調整役を担っています。院内のソーシャルワーカーを活用してもらうときと連携がスムーズにいくはずですが、休日夜間などのソーシャルワーカー不在時にも、一定の調整が図れるように最低限の精神的なアセスメント項目を把握しておくことや、精神科救急の窓口、とくに地元の医療圏で休日夜間に開いているクリニック、アルコールや薬物依存、児童思春期、精神身体合併症に対応している医療機関や相談機関、さらに日頃から困難症例に対応している精神科基幹病院などの情報を得ておく、とても役立つでしょう。

### 4. 読者へのメッセージ

救急外来で出会う精神症状を伴う患者さんは、周囲に相談や援助を求めることが困難だった結果、社会的に孤立し救急搬送に至った場合が多くあります。救急外来への搬送を課題解決の機会（チャンス）と捉え、患者さんや家族が抱える課題に対して自ら取り組めるよう、さらに地域に継続した支援のつながりを得て社会復帰をめざせるように支援することが、救急医療におけるソーシャルワーカーの役割です。ぜひ皆さんの病院にいるソーシャルワーカーに声をかけてみてください。顔の見えるチーム医療で、ともに地域につながる救急医療を実践していきましょう。



#### Profile

佐々木由里香（ささき ゆりか）  
地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立中央病院 患者支援センター／精神保健福祉士・救急認定ソーシャルワーカー  
2002年 明治大学 卒業、2004年 長野県福祉大学 卒業、山梨県立精神保健福祉センター勤務、2006年 日本社会事業大学 卒業、山梨県立北病院勤務を経て2016年より現職。